

新居浜工業高等専門学校における点検・評価方針

点検・評価運営委員会決定

平成25年9月10日

(趣旨)

第1条 この方針は、新居浜工業高等専門学校点検・評価実施規則第5条第1号に基づく点検・評価の方針を定める。

(点検・評価)

第2条 学校全体で実施する点検・評価は、次の各号のとおりとする。

- (1) 年度計画の実施状況に係る点検・評価
- (2) 機関別認証評価基準による点検・評価
- (3) 本校が定める評価基準による点検・評価

(実施時期)

第3条 前条各号に掲げる点検・評価は、(1)にあつては毎年度、(2)及び(3)にあつては機関別認証評価の実施時期を考慮して、7年以内ごとに計画的に実施するものとする。

(実施方法)

第4条 第2条各号に掲げる点検・評価の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 年度計画の実施状況に係る点検・評価
 - ア 学校改革推進室は各年度の年度計画の実施状況をとりまとめる。
 - イ 点検・評価運営委員会は、前記の資料を参考に、年度計画の実施状況について点検・評価を実施し、報告する。
- (2) 機関別認証評価基準による点検・評価
 - ア 点検・評価運営委員会の付託に基づき、点検専門部会は、機関別認証評価基準に基づく関係資料をとりまとめる。
 - イ 点検・評価運営委員会は、前記の資料を参考に、機関別認証評価基準に基づき学校全体の点検・評価を行う。
- (3) 本校が定める評価基準による点検・評価
 - ア 点検・評価運営委員会の付託に基づき、点検専門部会は、本校が定める基準に基づく関係資料をとりまとめる。
 - イ 点検・評価運営委員会は、前記の資料を参考に、本校が定める基準に基づき学校全体の点検・評価を行う。

(評価結果の検証)

第5条 第2条各号に掲げる点検・評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(評価結果の公表)

第6条 第2条各号に掲げる点検・評価の結果については、前条で実施した検証の結果とともに公表するものとする。

附 則

この方針は、平成25年9月10日から施行する。

【参考 実施時期】

- (1) 年度計画の実施状況・・・ 毎年度
- (2) 機関別認証評価・・・ 平成26年度(次回平成33年度予定)
- (3) 本校が定める評価基準による自己点検評価・・・平成25年度(次回平成31年度予定)